

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所 鈴川敬寿園 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬寿会が開設する小規模多機能型居宅介護事業所鈴川敬寿園（以下「事業所」という。）が行う小規模多機能型居宅介護事業及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営等に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援又は要介護状態にある利用者に対し、適切な小規模多機能型居宅介護サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、利用者についてその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行い、個別性に配慮した運営を行う。

2 事業の実施に当たっては、山形市、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 事業所は、(指定介護予防) 指定小規模多機能居宅介護を提供するに当たっては介護保険法118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 小規模多機能型居宅介護事業所 鈴川敬寿園
- 2 所在地 山形市大野目二丁目2番67号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（計画作成者と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 2 計画作成担当者 1名（管理者と兼務）

計画作成担当者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たる。

- 3 介護従業者 10名以上（看護師1名含む）

介護従業者は、通いサービス、短期宿泊及び訪問サービス等の小規模多機能型居宅介護の提供に当たる。

(営業時間等)

第5条 事業所の営業サービスは、次のとおりとする。

- 1 通いサービス (6時30分)より(22時)まで 15時間30分
- 2 訪問サービス 24時間 365日
- 3 宿泊サービス (22時)より翌朝(6時30分)まで 8時間30分

なお、通い及び宿泊サービスの営業時間については利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境等を踏まえて柔軟に対応するものとする。

(定員)

第6条 各事業所の定員は、次のとおりとする。

- 1 登録定員 29人
- 2 通いサービス定員 18人
- 3 宿泊サービス定員 7人

(介護予防小規模多機能型居宅介護及び小規模多機能型居宅介護の内容)

第7条 介護予防小規模多機能型居宅介護及び小規模多機能型居宅介護の内容は次のとおりとする。

- 1 介護予防居宅サービス計画及び居宅サービス計画の作成
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成
- 3 通いサービス
- 4 宿泊サービス
- 5 訪問サービス
- 6 入浴、排泄及び食事等の介護
- 7 利用者がその有する能力に応じ日常生活を営めるように行う支援
- 8 利用者がその有する能力を高めることに資する機能訓練
- 9 その他日常生活上の世話
- 10 地域交流支援

(利用料その他の費用の額)

第8条 介護予防小規模多機能型居宅介護サービス及び小規模多機能型居宅介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。なお、介護予防小規模多機能型居宅介護サービス及び小規模多機能型居宅介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、前項の他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- 1 宿泊費 1泊 2,800円

- 2 食 費 1日 1, 6 4 5 円（朝食 4 0 0 円・昼食 6 9 5 円・夕食 5 5 0 円）
 - 3 電気代 1月当たり 3 0 0 円（居室内で嗜好電化製品を半月以上使用時）
 - 4 理美容代 実費
 - 5 紙おむつ代等 実費
 - 6 レクリエーション費 実費
 - 7 利用者の負担が適当と認められるものの費用
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第 9 条 介護予防小規模多機能型居宅介護及び小規模多機能型居宅介護を提供する通常の地域は次のとおりとする。

- 1 山形市

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 1 0 条 サービス利用に際し、利用者は下記の事項を守らなければならない。

- 2 他利用者やその家族、職員等に対する宗教活動、政治活動は行わない。
- 3 定められた場所以外での喫煙は行わない。
- 4 その他、他利用者やその家族、職員等に対する社会通念に反する迷惑行為・言動を行わない。

（緊急時における対応方法）

第 1 1 条 従業者は、介護予防小規模多機能型居宅介護サービス及び小規模多機能型居宅介護サービスを提供中に、利用者の状態の急変、その他緊急事態等が発生した時には、速やかに主治医もしくは協力医療機関等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（非常災害対策・業務継続計画の策定）

第 1 2 条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を定めるとともに、非常災害に備えるため、地域の消防団や地域住民との連携を図りながら、定期的に避難・救出その他必要な訓練を年 2 回以上行うものとする。

2 施設は、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることを目的として、次のとおり業務継続計画を策定し、従業者に対して必要な研修及び訓練（シミュレーション）を年 2 回以上実施し、記録するものとする。

- 3 自然災害に係る業務継続計画

- (1) 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- (2) 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- (3) 他施設及び地域との連携

(衛生管理・業務継続計画の策定)

第13条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行うものとする。

2 事業所は、事業所内において感染症の発生、及びまん延予防の為、次の措置を講ずるものとする。

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果を職員に周知徹底すること。

(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に開催すること。

(4) 感染症又は食中毒の発生が疑われる際に速やかな対応を行うための体制の整備、地域の医療機関との連携、有症者等の状況及び有症者等に講じた措置の記録、必要に応じて山形市及び保健所の指示を求める等により、まん延の防止に万全を期すこと。

また、日頃から従業員の健康管理を徹底し、従業員や来訪者の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、利用者及び従業員に対して手洗いやうがいを励行する等衛生教育の徹底を図ること。

3 感染症（新型コロナウイルス感染症含む）に係る業務継続計画の策定

(1) 平常時の対応（体制構築・整備、感染症予防・まん延防止に向けた取り組みの実施、備蓄品の確保等）

(2) 初動対応

(3) 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

(身体的拘束等の制限)

第14条 従業者は、介護サービスの提供あたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、利用終了後5年間保管することとする。

(高齢者虐待防止)

第15条 当事業所は、利用者等の人権の擁護・高齢者虐待の防止等の為、次に掲げる通り必要な措置を講ずるものとする。

1 高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

2 高齢者虐待防止についての指針の整備を行う。

- 3 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 4 委員会及び担当者は積極的に外部研修へ参加し、従業者に対し必要な研修を行い人権擁護に対する意識の向上や、技術の向上に努める。
- 5 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを山形市に通報するものとする。

（事故発生時の対応）

- 第16条 事業所は、介護サービスの提供による事故の発生又は再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
- （1）事故発生防止のための指針を整備すること。
 - （2）事故又は事故に至る危険性がある事態が発生した場合に、発生の実態及びその分析を通じた改善策を従業員に周知する体制を整備すること。
 - （3）事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 事業所は事故が発生した場合には、速やかに山形市及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。
- 4 事業所は、介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（研修）

- 第17条 事業所は、従業者の資質の向上を図るための研修機会を設けるものとし、従業者は積極的に研修に参加するとともにその伝達等により自己研鑽並びに事業所の水準向上を図るものとする。

（個人情報の保護）

- 第18条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者は、従業者に対し、職務上知り得た利用者又は家族等の個人情報を保護するため、従業者でなくなった後においてもこれらの個人情報を保持する旨を、雇用契約の内容とする。

（身分を証する書類の携行）

- 第19条 事業者は、介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たる者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示することとする。

(地域との連携)

第20条 事業者は、小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業者が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、概ね三月に1回以上、運営推進会議を開催し、提供しているサービスの状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けることとする。

2 事業者は、事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携を図り、また協力を行う等、地域との相互交流を図ることに努めるものとする。

(苦情等への対応)

第21条

1 事業所は、介護サービスに関する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとし、その概要を利用者及び家族に文書により説明するものとする。

2 事業所は、苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うものとする。

3 事業所は、利用者又は家族からの苦情に対して山形市及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な扱いも行わない。

(その他)

第22条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人敬寿会と施設の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成20年12月 1日から施行改正する。

この規程は、平成27年 8月 1日から施行改正する。

この規程は、平成28年 4月 1日から改正施行する。

この規程は、令和元年 10月 1日から改正施行する。

この規程は、令和3年 4月 1日から改正施行する。

この規程は、令和3年 8月 1日から改正施行する。

この規程は、令和6年 4月 1日から改正施行する。

この規程は、令和7年 5月 1日から改正施行する